

装管原第288号
27.10.1
一部改正 装管原第5873号
令和5年3月31日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

原価監査実施準則について（通知）

標記について、別紙のとおり定められたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所
長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

原価監査実施準則

目次

第1章 総則

第1節 目的及び用語の意義（第1条・第2条）

第2節 原価監査実施上の一般原則（第3条－第7条）

第2章 原価監査手続

第1節 原価監査の準備（第8条・第9条）

第2節 製造原価の原価監査（第10条・第11条）

第3節 直接材料費の原価監査（第12条－第21条）

第4節 加工費の原価監査（第22条）

第5節 工数の監査（第23条－第30条）

第6節 製造間接費の原価監査（第31条）

第7節 直接経費の原価監査（第32条－第35条）

第8節 販売直接費の原価監査（第36条）

第9節 梱包輸送費の原価監査（第37条・第38条）

第10節 情報システムにアクセスして行う原価監査（第39条・第40条）

第3章 その他（第41条－第43条）

第1章 総則

第1節 目的及び用語の意義

（趣旨）

第1条 この準則は、防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第278号。27.10.1。以下「監査事務要領」という。）

第4条の規定に基づき、防衛装備庁において調達する装備品等及び役務に係る契約の原価監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この準則に掲げる用語の意義は、監査事務要領に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 要原価監査契約 原価監査を行う契約をいう。
- (2) 契約相手方等 契約相手方又は原価監査の対象とされている下請負者をいう。
- (3) 実際原価 契約相手方等が自ら定める原価計算の実施に関する規則に基づいて、契約履行のために支出し、又は負担した財貨の実際消費量をもって計算した

原価をいう。

なお、実績原価（原価監査官等が実際原価を原価監査し、適正と認めた原価をいう。）と明確に区分すること。

(4) 実際価格 実際原価に契約条項等に規定する付加費用及び利益を加えた価額をいう。

なお、実績価格（実績原価に契約条項等に規定する付加費用及び利益を加えた価額をいい、契約金額確定の基準となる価格をいう。）と明確に区分すること。

(5) 実計書 中途確定条項付契約における実際原価計算書、それ以外の要原価監査契約における実際価格計算書をいう。

(6) 内部証拠 契約相手方等の会計組織の内部に求めることのできる証拠資料をいう。

(7) 算定基準訓令 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）をいう。

(8) 事業基準 算定基準訓令第4条第3項に定める事業基準をいう。

第2節 原価監査実施上の一般原則

（原価監査の基礎）

第3条 原価監査官等は、契約条項等及び原価監査実施要領に定めるところに従い、契約相手方等に提出させた実計書について、この準則に定める原価監査手続により原価監査を実施するものとする。

（原価監査の範囲）

第4条 契約条項等及び別に定められた規則等において、確定されている又は原価監査の対象外とされている項目、金額又は数値については、原価監査の対象としない。

2 この準則に定めるものを除き、契約履行のために要した作業及び用役の価値又は契約相手方等が外部から取得する物品の価値の評価、及び製造、改造又は修理のために用いられた技術の適否の審査は、原則として原価監査の対象としない。

（原価監査の手法）

第5条 原価監査は、原則として契約相手方等の製造場所又は原価に関する内部証拠を保管する場所において、次の各号に掲げる手法により行うものとする。

(1) 証拠突合 原価の正当性を内部証拠の照合により審査することをいう。

(2) 帳簿突合 帳簿と帳簿の突合により勘定記入の正否を確認することをいう。

(3) 計算突合 帳簿、内訳表及び各種証拠等の計算額の正確性を実算により審査することをいう。

(4) 試査 原価監査対象から一部を抽出して審査し、その結果によって全体としての会計記録の正否を推定する方法をいう。

(5) 精査 原価監査対象全てを審査する方法をいう。

(6) 実査 原価監査官等が自ら現品について実際に調査することをいう。

(原価監査手順及び原価監査手法の選択)

第6条 原価監査に当たっては、契約相手方等の会計制度の正確性、原価監査の実績の有無及び良否並びに原価監査の事務量を考慮し、相対的正確性を期し得る程度において、効率的に原価監査を実施するよう原価監査手順及び原価監査手法並びに試査の量等の選択を行うものとする。

2 原価監査手法の行使に当たっては、原則として試査によるものとする。ただし、契約相手方等の会計制度等を調査した結果適正でない認められた場合及び原価監査の実施過程において虚偽、誤り又は不備が発見された場合は、それぞれの場合に応じた厳しい試査又は精査によるものとする。

(容認又は否認の判定)

第7条 原価監査における容認又は否認は、監査事務要領第25条及び第26条並びにこの準則の定めるところによる。

2 監査事務要領及びこの準則に定めのない事項については、事業基準によることができる。ただし、事業基準に定めがないか、又は明確でない場合、若しくは事業基準に定めるところが一般に公正妥当と認められている慣行と著しく異なる場合で、当該事業基準によることが適当でない認められる場合は、当該慣行によるものとする。

3 容認又は否認の判定に当たって技術的判断を必要とする場合は、地方防衛局等において定める規定を参考とするとともに、補助者に意見を求め、必要に応じ監督官及び検査官の意見を徴し、これを参考とするものとする。

4 実績額の計算において、1円未満の端数が生じる場合は、次の各号に定めるところにより、計算を行うものとする。

(1) 容認額に1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 前号の計算の結果、実計書計上額と容認額、否認額及び保留額の合計が一致しない場合は、実計書計上額と容認額の差額を否認額とする。ただし、保留額がある場合には、容認額と保留額の合計額と実計書計上額の差額を否認額とする。

5 一旦、帳簿、内訳表又は情報システムに計上された費用及び工数について、その後修正又は取消しが行われていることが判明した場合は、その妥当性を事業基準及び関係資料により審査するものとする。当該審査の結果、修正又は取消しについて、妥当性が認められないと判断した場合は、修正後の費用及び工数について原則として否認するものとする。

第2章 原価監査手続

第1節 原価監査の準備

(原価監査の事前準備)

第8条 原価監査官等は、原価監査を効果的に実施するため、原価監査の実施に先立ち、次の各号に定める調査を行うものとする。

(1) 原価監査の実績資料等の調査

契約相手方等について、同種又は類似品の原価監査実績の有無を調査し、実績のある場合は原価監査手順、否認の内訳等を参考とするものとする。

(2) 監査事務要領第23条第2項第3号に定める原価計算規則の運用状況の調査

ア 契約相手方等の会計処理が確認又は承認を受けた原価計算規則に定められたとおりに実施され、発生原価が適正に把握できるか否かについて行う。

イ 制度調査指摘事項通知書の送付を受けた場合は、当該指摘事項について行う。

ウ 調査の結果、適正と認められない事項が判明した場合には、その是正改善等の措置を講ずるものとする。

(3) 生産管理に関する規則及びその運用を把握するための調査

(原価監査の準備調査)

第9条 契約相手方等から原価監査の対象となっている契約に関する製造指図書及び原価元帳並びに生産の実態を示す生産管理資料の提示を求め、次の事項を調査するものとする。

(1) 製造指図書の発行から原価元帳計上又は完結までの概況

ア 製造指図書の発行体系と原価監査の対象となっている契約との関連

イ 原価元帳と実計書との関連

(2) 原価集計期間における契約相手方等の概況

ア 当該期間における操業度の状況

イ 事業基準の改訂の有無及びその概況

ウ 天災地変、火災、事故及び労働争議等異常事態の発生の有無及びその概況

エ 製造等の難易及び工程の概要

オ 会計処理に関する電算機の運用状況

カ 直接経費（特に契約条項等により割掛けて負担することとされている費用）の発生状況及び賦課の状況

キ 契約前発生原価、引渡後費用及び補償工事等の発生の有無並びにその処理の概況

(3) 生産に関する情報と会計帳票類との有機的な関連

第2節 製造原価の原価監査

(原価元帳の突合)

第10条 実計書に記載されている原価要素及び製造原価を原価元帳の集計額と突合し、符合するか否かを審査するものとする。

2 前項の審査において符合しない場合は、製造原価突合表（実計書の添付書類をい

う。)により不都合金額及びその内容を審査するものとする。

3 前項の審査の結果、次の各号の一に該当するものは否認するものとする。

(1) 不都合金額でその理由が解明できないもの。

(2) 受領検査終了後に発生した費用。ただし、契約条項等に定められたものを除く。

(仕掛品勘定等の突合)

第11条 仕掛品及び完成品については、前条の規定により突合された原価が、正常な手続により正確に、仕掛品勘定及び製品勘定に振り替えられているか否かを突合するものとする。ただし、この突合は、事業基準の確立の度合いを考慮して省略することができる。

2 前項の突合において符合しない場合は、その理由を解明しなければならない。

3 符合しない理由が工場間又は本社工場間の内部取引の調整等によるもの又は予定価額をもって仮振替をしている場合で事後訂正されると認められるものは、原価元帳の金額は符合したものとみなす。また、標準原価を設定している場合で、当該標準原価が適正と認められるものは、容認するものとする。

第3節 直接材料費の原価監査

(計算突合)

第12条 計算突合は内訳表について行い、符合しない場合は質問、証拠突合又は必要に応じ実査を行い解明できないものは否認するものとする。

(工番突合)

第13条 直接材料費の集計の基礎となった内部証拠について、原価監査の対象となっている契約に属さないものが誤って計上されていないかを審査し、誤計上分は否認するものとする。

(消費量の原価監査手順)

第14条 直接材料費に計上された直接材料の消費量と、その基礎となる基本量(製品となった量)との関連について、部品表等(設計又は工程担当者が基本量及び材料手配の方法を定めたもので、購入伝票、払出伝票等の発行の基礎になるものをいう。)から適当数を抽出して次の各号に定める手順により審査するものとする。この場合において、消費数量の多いもの及び高額のものは特に留意して審査しなければならない。

(1) 部品表等に記載されている基本量(以下「設計基本量」という。)と仕様書に記載されている基本量(以下「仕様基本量」という。)との突合

(2) 部品表等に記載されている手配量(設計基本量と予備手配量との合計をいう。以下同じ。)の算出根拠の確認並びに当該手配量と購入伝票及び払出伝票との突合

(3) 仕損材料費の内訳表に記載されている数量と仕損伝票等(仕損の内容を明らか

にする内部証拠)との突合

- (4) 残余材料費の内訳表に記載されている数量について、手配量、基本量、払出量、仕損量及び戻入量(倉庫戻入及び他製品振替をいう。)との関連を突合
- (5) 作業回収層の原価集計上の処理方法及びその適否
(消費量の容認及び否認)

第15条 消費量の容認及び否認は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計基本量と仕様基本量が符合しない場合は、仕様基本量をもって基準とするものとする。
- (2) 歩留率、消費率、作業減耗率等直接材料の消費量計算に適用する事業基準が定められ、これが妥当と認められる場合は、原則として当該基準によるものとする。
- (3) 予備手配量は引当購入品に限り、事業基準に定められている限度において容認するものとする。ただし、残余量が基本量の10パーセント(10パーセントが2個に満たない場合は2個以内)を超える場合(消耗的性質のものについてはこの限りでない。)は、その超える量は否認するものとする。
- (4) 残余量が次に掲げる場合は前号の規定にかかわらず、前号ただし書の2倍の数量を限度として容認することができる。この場合においては原価監査報告書にその内容を記載するものとする。
 - ア 納期等の都合により設計確定以前において手配を必要としたとき。
 - イ 消費数量が僅少で、消費数量で購入することが不可能であったとき。
 - ウ 材料受入期日の都合により再手配をすることが不可能であるため予備手配を必要としたとき。
 - エ その他製造技術上の正当な理由により相当数量の仕損等を考慮して手配する必要があったとき。
- (5) 実際消費量は原則として容認するものとする。ただし、故意又は重大な過失若しくは管理が適当でないことに起因するものは否認するものとする。

(消費価格の原価監査手順)

第16条 購入貯蔵品については、高額のものを選び次の各号に定める手順により審査するものとする。

- (1) 払出伝票と貯蔵品台帳との突合
- (2) 貯蔵品台帳の計算突合
- (3) 消費価格と事業基準に定める評価方法による価格との照合(特に必要と認めた場合には、当該貯蔵品の材料検収票及び材料仕入先元帳等との突合並びに購入経路をたどり購入原価の調査を行うものとする。)

2 自製貯蔵品については、前項を準用して原価監査を行うほか消費価格が製造原価、標準原価又は予定原価のいずれであるかを確認し、当該自製貯蔵品の元帳と突合す

るものとする。

3 購入引当品については、次の各号に定める手順により審査するものとする。

(1) 購入伝票との突合（計算突合を含む。）

(2) 購入方法の適否の調査（購入先の選定方法、購入方式及び購入価格の決定等に関する内部証拠について調査する。ただし、同一方法により継続して購入しているものは、これを省略することができる。）

(3) 同一品目で単価の相違するものは、その理由の調査

(4) 輸入品については、購入伝票、輸入届出書、外貨決済証明書及び送り状等によりC I F 価格、C & F 価格又はF O B 価格等を基準としてその内容の調査

4 第2項の規定は、自製引当品の原価監査について準用する。ただし、必要と認められる場合は、当該自製引当品の製造原価について内部証拠により審査を行うものとする。

5 他の工番からの流用（振替）又は他の工番への流用（振替）がある場合は、その理由並びに関係工番における当該材料の消費量及び消費価格を調査するものとする。

（消費価格の容認及び否認）

第17条 購入貯蔵品の消費価格については、事業基準に定められ、かつ、継続して使用されている評価方法による価格は容認するものとする。

2 事業基準に定める在庫統制量を超えて在庫していた購入貯蔵品を消費した場合で、その消費価格が消費時の市場価格に比べ著しく高価なときは、消費時の市場価格を考慮するものとする。

3 購入引当品の消費価格は、原則として購入価格とする。この場合において、事業基準の定めるところにより引取費用その他の材料副費を消費価格に含めて計算している場合はこれを容認するものとする。

4 輸入品の消費価格は、原則としてC & F 価格に輸入諸掛（海上保険料、銀行諸掛、陸揚通関及び国内輸送諸掛、関税等）及び輸入業者手数料を加算した額とし、その各項目について確認するものとする。

5 自製品の消費価格は、原則として製造原価とする。ただし、契約相手方等が標準原価又は事業所間振替額を定めている場合で、これが適正であると認められるときは、当該標準原価又は事業所間振替額によることができるものとし、予定原価を用いている場合は、これを実際原価に修正し、修正できないときは保留額とするものとする。

6 第2項の規定は、自製品の消費価格が、消費時の市場価格と著しく相違する場合に準用する。

7 契約相手方等の外注管理上、通常購入品又は外注扱いとなるものを臨時に自製し

た場合で、当該消費価格が通常の購入価格又は外注費に比べ、著しく高価であるときは、正当な理由がある場合を除きその価格差は否認するものとする。

8 同一品目に対する単価が相違している場合において、その理由が証拠資料により解明され妥当と認められるときは容認するものとする。

(作業回収屑の取扱い)

第18条 作業回収屑の取扱いは、事業基準の定めるところにより直接材料費、製造間接費又は一般管理及び販売費のいずれの費目から控除しても差し支えない。ただし、高価な材料を使用し、かつ、その作業屑の発生の割合が多い場合は、すべて直接材料費の控除項目とする。

2 作業回収屑の戻入価格は、処分価格によるものとし、未処分のときは市場価格を基準として評価するものとする。ただし、事業基準において定める評価方法がある場合は、当該評価方法によることができる。

(残余材料の取扱い)

第19条 残余材料は、次の各号に定めるところにより直接材料費から控除するものとする。

(1) 他に転用可能なもの及びその数量が第15条に定める限度を超えるものは、払出価格又は購入価格とする。この場合において、貯蔵品又は他工番から振り替えられた材料は、原則として転用可能なものとみなす。

(2) 他に転用不可能なものは、処分価格とする。

(仕損材料の取扱い)

第20条 仕損材料費の内訳表に計上されているもののうち、以下の各号に掲げるものは、原則として否認するものとする。

なお、第18条の規定は、容認することとした仕損材料の取扱いについて準用する。

(1) 第14条第3号に掲げる仕損伝票等が提示されない場合

(2) 仕損の原因が契約相手方等の下請負者に起因する場合で、かつ、仕損に係る費用を下請負者に請求すべきものである場合

(3) 契約相手方等が定めた作業指示書、手順書又はこれに準ずる技術資料の規定に反して作業を行った場合

(4) 同様の原因による仕損が繰り返し発生しており、これに対する再発防止のための対策が行われていない場合

(5) その他、仕損となった原因を検討した結果、原価性が認められない場合

(木型、金型等の取扱い)

第21条 木型及び金型等の費用について、直接材料費に含まれて計上されている場合は、これを直接材料費と分離し明確にした上、実計書においては、原則として直接経費に計上させるものとする。この場合において、当該費用から残存価格を控除

するものとする。

第4節 加工費の原価監査

(計算突合)

第22条 計算突合は、内訳表について期別及び部門別に行うものとする。この場合において、適用する経費率は契約条項等に定められたものであるか否か確認するものとする。

第5節 工数の監査

(計算突合及び証拠突合)

第23条 工数内訳表等に集計された工数について、計算突合並びに集計の基礎となった作業及び勤務状況を示した資料等との突合を行うものとする。

2 前項の突合の結果符合しない場合は、質問又は確認を行い、その理由が解明できない工数は否認するものとする。

(工番突合)

第24条 工数集計の基礎となった内部証拠について、原価監査の対象となっている契約に属さないものが誤って計上されていないかを審査し、誤計上分は否認するものとする。

(原価監査手順)

第25条 工数は、事業基準に定めるところにより、実作業時間、就業時間又は標準作業時間のいずれに該当するかを確認し、作業の特性並びに契約条項等を考慮して監査を行うものとする。

2 工数集計の基礎となった内部証拠について、原価部門別、作業種類別及び月別に試査の範囲を選択し、計算突合を行うとともに記載事項の内容を調査し、工数の審査を行うものとする。

3 工数が標準作業時間で計上されている場合は、標準時間設定方法等についてその妥当性を審査するものとし、工数が実作業時間又は就業時間で計上されている場合は、作業及び勤務状況を示した資料等によりその正確性を審査するものとする。

4 工数の監査は、生産計画、作業日程計画表及び工程表(以下「工程表等」という。)等と実際工数との関連について調査するとともに、前年度以前の同一又は同種の製品における工程表等と実際工数との関連についても調査を行い、その妥当性及び正確性を審査するものとする。また、同一時期に生産が行われる他の契約の計上工数との関連性についても調査を行い、当該契約における妥当性についても審査を行うものとする。

5 補助者及びその委任を受けた者は、工数の監査に当たり、監督官を参加させるものとする。

(フロアチェック)

第26条 原価監査官等は、計上された工数の正確性の審査を行うため、監査事務要領第32条の規定により、原価監査期間中において、監査事務要領第33条の規定により作成した手順書に従いフロアチェックを実施するものとする。

2 原価監査官等は、対象原価部門についてフロアチェックを実施する場合には、年1回以上実施するものとする。ただし、契約相手方等が遠距離にある場合又は原価監査指令が著しく少ない場合は、この限りではない。

(フロアチェックの実施基準)

第27条 原価監査官等は、次の各号のいずれかの基準によりフロアチェックを実施するものとする。

(1) 契約相手方等に対し、事前の調整を行うことなく、フロアチェック開始時に対象原価部門を通知して実施

(2) 前号により難しい場合には、契約相手方等に対し、事前に実施の週又は月のみを通知し、実施の日時及び対象原価部門は実施の当日に通知して実施

2 フロアチェックを実施する日時及び対象原価部門については、契約相手方等に通知するまでの間、関係する職員以外（契約相手方等を含む。）に知らせてはならない。

(契約相手方等の作業員への聴取)

第28条 フロアチェックの実施に当たっては、計上後又は計上予定の作業時間の妥当性を確認するため、対象原価部門の作業員から直接必要な事項を聴取するものとする。

2 前項の原価監査は、聴取によるほか書面に必要事項を記載させることにより実施することができる。

3 原価監査官等は、前2項の実施に当たっては、作業員の業務に与える影響を必要最小限にするように努めるものとする。

(監督官のフロアチェックへの同行)

第29条 補助者及びその委任を受けた者は、フロアチェックの実施にあたり、フロアチェックの対象となる作業現場において業務に従事する監督官を参加させるよう努めるものとする。

(容認及び否認)

第30条 事業基準の定めるところにより、適正と認められる工数は容認するものとし、事業基準に定める取扱いと異なって計上されているものは、原則として否認するものとする。

2 仕損工数については、直接材料費の原価監査において否認した材料に関連する工数は、否認するものとする。この場合において、工数の把握が困難か、又は不可能な場合は、標準工数、予定工数又は見積工数等適当な基準によることができる。

3 妥当と認められる標準作業時間は、容認して差し支えない。

第6節 製造間接費の原価監査

(原価監査手順)

第31条 製造間接費の原価監査をする必要がある場合には、製造期間に該当する月別及び期別部門費集計表により行うものとする。

第7節 直接経費の原価監査

(計算突合)

第32条 計算突合は、内訳表の費目ごとに行うものとし、符合しない場合は質問及び証拠突合により審査し、その理由が解明できない費用は否認するものとする。

(工番突合)

第33条 直接経費の集計の基礎となった内部証拠について、原価監査の対象となっている契約に属さない費用が誤って計上されていないかを審査し、誤計上分は否認するものとする。

(原価監査手順)

第34条 費目ごとに、直接賦課することの妥当性について確認するものとする。

- 2 技術費及び専用治工具費等については、初度的費用と経常的（維持的）費用を分別把握するものとする。
- 3 配賦率又は配賦基準数をもって計算するものは、当該率又は当該基準数の妥当性を審査するものとする。
- 4 複合費（仕損費が直接経費として計上されている場合を含む。）の原価監査については、それぞれ直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用する。
- 5 各費目の原価監査手順は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
 - (1) 旅費については、旅行目的、行先、期間及び出張者の職氏名を確認するとともに出張旅費計算書の計算突合及び旅費規定との照合を行うものとする。この場合において、海外旅費については、出張命令及び出張報告に関する資料の提示を求め、直接賦課の妥当性を審査するものとする。
 - (2) 算定基準訓令第50条第1項第2号に規定する仮設に要する費用については、これに要した材料費、加工費及び経費の明細書の提示を求め、必要とした理由及び残存価格について審査するものとする。
 - (3) 試験研究費及び開発費については、これに要した材料費、加工費、経費の明細書及び研究開発の項目並びにその経緯に関する書類の提示を求め、必要とした理由及び残存価格並びに償却方法について審査するものとする。
 - (4) 技術提携費及び工業所有権使用料については、契約書の提示を求め、その内容を審査するものとする。
 - (5) 専用治工具等（算定基準訓令第49条第1項第1号に規定する専用治工具等を

いう。)については、必要とした理由及び専用とした根拠について説明を求めるとともに、第7条第3項の規定に従い監督官及び検査官の意見を徴し、専用治工具台帳と現物との突合を行うものとする。特に、専用治工具等に係る修理費及び定期検査費用については、現物を確認の上審査を行うものとする。

- (6) 建造保険料及び航空保険料（地上保険料、飛行保険料及び第三者賠償保険料をいう。次条において同じ。）等については、付保険契約書の提示を求め、付保金額及び付保期間並びに保険料率について確認するものとする。
- (7) 試験飛行費については、飛行日報及び飛行手当支給規定等の提示を求め、当該規定に基づき実際に支払われているか否かを審査するものとする。
- (8) 船台費、船渠料、曳船費、起重機費及びトラック運送料等については、内部証拠により日数及び基準屯数決定の妥当性並びに料金等の算出根拠を審査するものとする。
- (9) 設計費及び技術費については、計上期間が妥当であるか並びに契約前発生費用の中に見積作業及び仕様書作成援助等の販売支援活動の費用が含まれていないかを審査するものとする。
- (10) 法令に基づく各種手数料並びに租税、着陸料、油代及び検査費等で事業基準により直接経費に計上することとされている費用については、領収書及び払出伝票等により確認するものとする。

(容認及び否認)

第35条 契約条項等において定められた計算項目及び要素で、事業基準に基づいて適正に計上され、かつ、証拠突合において確認されたものは、原則として容認するものとする。

2 前項の容認に当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 旅費、日当及び宿泊費等の額は、事業基準に定めるところによる。この場合において、一出張期間に複数の目的がある場合は、当該期間中における業務内容又は所要時間等適当な基準で負担計算を行うものとする。

なお、旅費については、事業基準により直接賦課することとされている場合に限り容認するものとする。

- (2) 海外渡航手続費用に関して、次の各号に掲げる費用については、事業基準に関わらず否認するものとする。

ア 旅券の発給を受けるための費用及び防衛省から身分証明書等の交付を受けるための費用

イ 渡航のために語学研修等を受けるための費用

- (3) 仮設の残存価格の評価は、事業基準の定めるところによる。ただし、事業基準に定めのない場合は、残存材料等の処分価格又は利用価値から撤去に要する費用

を控除した額とし、これにより難い場合は、残存価格の評価を行わず、その旨意見限定を付すものとする。

- (4) 専用治工具等の残存価格は、契約条項等の定めるほか、売却額によるものとし、これにより難い場合は、残存価格の控除を行わず、その旨意見限定を付するものとする。

また、調達品等役務請負契約において、専用治工具の費用を容認する場合には、調達品等役務請負契約における専用治工具取扱基準について(装管企第312号。27.10.1)に基づき当該専用治工具の必要性について承認されたものであることを確認の上、その費用について審査し、これを適正と認めたときに容認するものとする。

- (5) 建造保険料及び航空保険料等については、付保期間に特に留意し、当該期間が契約条項等に定められている期間を超過する場合は、超過する日数に相当する保険料は、否認するものとする。
- (6) 試験飛行の飛行回数及び飛行時間は、契約条項等の定めるところによる。
- (7) 設計費及び技術費については、原価監査の対象となっている契約に係るものであるか否かを審査するものとする。直接経費として直課することを適当としない費用(販売支援等の費用及び他の契約では間接費処理しているもの等)は否認するものとする。
- (8) 製品費に加え、初度費についても原価監査を行う場合は、契約条項等により費用を分類し、それぞれの費用を容認するものとする。ただし、原価性を認めるものの、それぞれに分類し難い場合は保留するものとする。

第8節 販売直接費の原価監査

(原価監査の手順)

第36条 販売直接費の原価監査は、実計書の販売直接費の内訳表により行うものとする。

2 販売直接費のうち、国外の製造業者に対し支払うものについては、当該支払の根拠となる資料の提示を受け、その妥当性を審査するものとする。また、当該販売直接費が外貨をもって支払われる場合には第16条第3項第4号の規定を準用する。

3 第34条及び前条の規定は、販売直接費の原価監査手順及び手法並びに容認及び否認の判定に適用する。ただし、次の各号に掲げる費用については、事業基準に関わらず販売間接費として取扱うものとする。

- (1) 登録代行に要する費用
- (2) 認定申請事務代行に要する費用
- (3) 経費率査定申請代行に要する費用
- (4) その他前3号に掲げる費用に類似する費用

第9節 梱包輸送費の原価監査

(梱包費の原価監査)

第37条 梱包費の原価監査は、実計書の梱包費の内訳表により行うものとする。

- 2 原価監査手順は、内訳表の要素ごとに証拠突合により行うものとする。
- 3 自社梱包のときの原価監査手順及び手法並びに容認及び否認については、直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用するものとする。

(輸送費の原価監査)

第38条 輸送費の原価監査は、実計書の輸送費の内訳表により行うものとする。

- 2 前条第2項の規定は、当該原価監査手順について準用する。
- 3 輸送保険を付している場合の保険料は、保険契約書等を確認の上容認するものとする。

第10節 情報システムにアクセスして行う原価監査

(原価監査の手順)

第39条 情報システムにアクセスして行う原価監査は、あらかじめ原価計算規則の運用状況調査を通じて、原価情報が入力される部門及び時期を予測し、実計書が提出されるまでの間の任意の時期に、次の各号に掲げる項目について立ち会うことにより行うものとする。

- (1) 工数以外の各費目（発生原価に対し、料率を乗じて原価情報とする場合を除く。）については、その原価情報が入力される場所において、実地に原価情報を入力する場面
 - (2) 工数のうち、直接作業者が自ら情報システムに工数を入力する場合については、直接作業時間又は事業基準により定められた時間を実地に入力する場面
 - (3) 工数のうち、直接作業者が工数伝票等に記載の上、別途工数入力担当者が情報システムに工数を入力する場合は、実地に工数伝票等を入力する場面
- 2 前項の原価監査は、原則として契約相手方等に事前に通知することなく行うものとする。

(システムログを取得して行う原価監査)

第40条 システムログを取得して行う原価監査は、あらかじめ原価計算規則の運用状況等の調査を通じて、システムログに記録される情報について確認し、次の各号に掲げる手法により行うものとする。

- (1) システムログにデータの入力、修正又は削除（以下「入力等」という。）を行った者、入力等を行った日時及び入力等の内容が記録されている場合は、当該修正の内容及び入力等を行う権限の妥当性について審査を行うものとする。
- (2) システムログに入力等の内容が記録されていない場合は、入力等を行ったファイル等を特定し、当該ファイルに関して入力等を行ったことの妥当性について審

査を行うものとする。

(3) 月初、月末又は原価の締切日の前後において、特定の者が集中して入力等を行っていた場合は、その業務内容及び妥当性について審査するものとする。

(4) 他人のデータを書き換えている場合は、その必要性及び妥当性について審査するものとする。

(5) 前各号の審査に当たって、帳票類に基づき入力等を行った場合及び入力等により情報システムから帳票類が出力される場合は、当該帳票類の提示を受け、審査を行うものとする。

2 前項の規定による審査の結果、その妥当性が確認できない場合は、入力データ、修正データ及び取消前のデータに基づく全ての原価情報を否認するものとする。

第3章 その他

(下請負監査がある場合の容否認)

第41条 監査事務要領第9条に規定する原価監査実施要領において、下請負者又は会計単位の異なる事業所等（以下「下請負者等」という。）に対し、原価監査を実施することとされた場合は、契約相手方に係る原価監査は、次の各号に掲げるとおり処置するものとする。

(1) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されていない場合又は下請負者に係る原価監査報告書に保留額が計上されている場合は、当該下請負部分に係る契約相手方の実計書計上額をもって保留額とする。

(2) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されている場合で、かつ、当該支払額が下請負者の原価監査報告書の実績額を上回る場合は、その差額を否認するものとする。

(3) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されている場合で、かつ、当該支払額が下請負者の原価監査報告書の実績額を下回る場合は、契約相手方の支払額をもって容認額とする。

(特定費目が計上されている場合の容否認)

第42条 要原価監査契約に特定費目の代金の確定に関する特約条項が付されている場合は、特定費目の代金の確定の有無にかかわらず第12条から第38条の規定により、容否認を判定するものとする。

2 原価監査官等は、要原価監査契約に特定費目の代金の確定に関する特約条項が付されている場合で、かつ、契約事務要領第196条の規定により、適当と認める金額を実績額とみなして確定した場合には、原価監査の実施に先立ち同条第3項の規定による返納額の確定の有無を調査するものとする。

3 原価監査官等は、前項の調査の結果同条第3項の規定による返納額の確定が既に行われている場合には、第1項の規定にかかわらず、当該部分に係る実計書計上額

を保留額に計上するものとする。

(雑則)

第43条 この通知の施行前に原価監査を行うこととして契約を締結したものについては、なお従前の例による。ただし、契約書に添付される計算基準の変更を行い、この通知を適用することとした場合は、この限りではない。